

閣議決定、労政審と2種類の調査(平成25年度調査およびJILPT調査)の関係

1. 時系列

○年○月○日	厚生労働省労働基準局労働条件政策課より JILPT に、「 <u>裁量労働制等労働時間調査</u> 」を依頼(22日に岡本議員・逢坂議員が言及)(※1)
2013年 4～6月	「平成25年度労働時間等総合実態調査」実施 目的:「今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制等の実態等を把握する」 <u>閣議決定に先立って調査を実施?</u>
6月14日	●日本再興戦略(閣議決定) 「 <u>企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する</u> 」 ●規制改革実施計画(閣議決定) 「 <u>企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し</u> 」 「 <u>労働政策審議会で総合的に検討する</u> 」 ●この実態調査が平成25年度労働時間等総合実態調査
10月	「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」(冊子)
9月27日	●第103回労働政策審議会労働条件分科会(4月の委員改選後の初回) ・閣議決定と裁量労働制の見直し、実態調査に言及(※2) →平成25年度調査を、実態調査と位置付けていることを説明 主な調査項目として「 <u>実労働時間数等</u> 」を挙げていることを説明(資料2) ★労働条件政策課長 「 <u>なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見てくださいと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされており、その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。</u> <u>本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要な実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとめ次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発</u>

	点にしていいただければと考えております。」
10月30日	第104回労働政策審議会労働条件分科会 ・平成25年度調査の結果を説明 ・調査的監督 ・「1が「1週間」、2が「1箇月」、3が「1年」ということになっております」 ・(1週の法定時間外労働の実績)平均的な方においては、「15時間以下」が)1.5%ポイント増えて97.9%となっております。 ・使用者代表委員より、企業が裁量労働制を取り入れる前と取り入れた後で働き方や労働時間の実態がどのように変化していったのかという切り口の調査が必要との指摘が行われており、労働条件政策課長は「承りました」と発言
12月17日	第106回労働政策審議会労働条件分科会 ・JILPT調査について調査項目を説明(※3)
2014年 1月15日	第107回労働政策審議会労働条件分科会 ・JILPT調査の主な結果を説明(労働時間数の実績は報告されず)(※4)
5月30日	・JILPT労働者調査結果(調査シリーズ124)報道発表 裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果事業場調査結果 ・JILPT労働者調査結果(調査シリーズ125)報道発表 裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果
9月30日	第116回労働政策審議会労働条件分科会 ・JILPTの調査結果について「さらに詳細なクロス集計も載った冊子が出ておりますので、改めて精査した上で、今後も裁量労働制についてご議論いただく会があると思いますので、その際に改めて」と労働条件政策課長が説明
2015年 2月13日	労働政策審議会建議「今後の労働時間法制等の在り方について」
2月17日	「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」を諮問
2月27日	「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」の答申
3月26日	厚生労働省が民主党の厚生労働部門会議に「比較データ」を提供(※5)
4月3日	労働基準法改正案が「閣議決定」
7月31日	塩崎厚生労働大臣が衆議院厚生労働委員会にて、「比較データ」に言及(山井和則議員に対して)

(※1)厚生労働省労働基準局労働条件政策課より JILPT に「裁量労働制等労働時間調査」を依頼

- ① 調査研究の名称を明記し、調査研究ごとに別表として、以下の事項を記載する。
- ② 研究担当者は、原則企画官職。場合によっては、研究員、分科員等若者の職員において適切な方を選定願います。なお、以下の事項は、例えば「〇年〇月自衛隊会提出予定の裁量労働制の基礎資料とするため、〇年〇月までに結果が必要」、「〇〇施設・ガイドライン等の制定・改訂に活用するため、〇年〇月までに結果が必要」、「〇〇事業・予算の創設・見直しに活用するため、〇年〇月までに結果が必要」、「〇〇審議会・研究会等の資料として用いるため、〇年〇月までに結果が必要」等、政策の企画立案への調査研究成果の活用予定及び期届について、できる限り具体的に記入してください。
- ③ アンケート調査が必要な場合は4欄にその旨を記載してください。

資料 第2表

I 調査研究の概略	
<p>調査研究の名称</p> <p>調査研究の目的</p> <p>調査研究の概要</p> <p>調査研究の成果</p>	<p>調査研究の担当者</p> <p>調査研究の開始時期</p> <p>調査研究の終了時期</p> <p>調査研究の進捗状況</p>
II 調査研究の内容（調査研究に具体的に求めるもの）	
<p>調査研究の目的</p> <p>調査研究の概要</p> <p>調査研究の成果</p> <p>調査研究の進捗状況</p>	<p>調査研究の目的</p> <p>調査研究の概要</p> <p>調査研究の成果</p> <p>調査研究の進捗状況</p>

(※2)第103回労働政策審議会労働条件分科会(2013年9月27日)資料2より

論点(案)

1. 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について

※平成20年労働基準法改正により、月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められたが、中小企業については、法第138条により、「当分の間」適用されないこととされた。施行後3年経過後に、施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている(改正法附則第3条)。

2. 企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて

※「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について…本年秋から労働政策審議会でも検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る」とこととされている。また、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)においても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について総合的に検討することとされている。

3. その他

資料No.2
1

労働時間法制に関する閣議決定

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

2. 雇用制度改革・人材力の強化

①多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

②労働時間法制の見直し

- ・企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会でも検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

4 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合った努力が報われる賃金上昇、ワーク・ライフ・スタイルに合った多様な働き方の創出、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高め、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③育休職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しに重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、労働政策審議会でも総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会でも検討を開始し、結論を得次第措置を講ずる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋に結論を得次第措置	厚生労働省

3

平成25年度労働時間等総合実態調査について

1. 目的

- 今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制の実態等を把握する。

2. 調査方法

- 全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施。

3. 実施時期

- 平成25年4月～6月

4. 調査対象事業場数

- 約11,000事業場

5. 主な調査項目

- 時間外・休日労働の実態(時間外・休日労働に係る労使協定(いわゆる三六協定)締結の内容)、実労働時間数 等
- 割増賃金率の設定状況
- 裁量労働制(専門業務型・企画業務型)の実態(みなし労働時間数、実労働時間数 等)
※ 大企業・中小企業別にも集計

4

(※3)第106回労働政策審議会労働条件分科会(2013年12月17日)資料2-2より

資料No.2-2

裁量労働制等に関するアンケート調査について

1. 趣旨

- 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等については、「日本再興戦略」等を踏まえ、現行の要件・手続について検討する上で、以下の事項について当事者の具体的ニーズ(見直すべき内容、必要性、背景等)を把握することが重要。

①企画業務型裁量労働制

- ・対象業務(労使委員会決議により自主的に決定)
- ・対象労働者(対象業務に常態として従事しなくてはならない)
- ・労使委員会決議の本質(おぼろしい)

②フレックスタイム制

- ・週休2日制における労働時間計算方法の見直し
- ・計算期間の延長

- このようなニーズ把握は、労働基準監督署による調査にはなじまず、別途、使用者・労働者双方へのアンケート調査により実態を把握することが適当であるため、労働政策研究・研修機構に依頼の上で実施。次回第107回に集計がまとまった事項についてご報告したい。

2. 主な調査内容

<制度に対する要望・意見>

- ・対象業務、対象労働者要件（企画立案業務要件をなくすべき、労使に委ねるべき/年取要件トナすべき、対象業務を増やすべき、対象業務に主として従事していれば可トナすべき）【事・労】
- ・負担を感じる手続（労使委の設置/議決/議事録等/協定・決議の届出/定期報告）【事】
- ・制度導入の効果（モチベーション向上、人材活用/労働時間削減/人件費抑制等）【事・労】
- ・法的効果（週・月のみなし時間/適用除外（深夜/休日/年休/全て））【事・労】
- ・フレックスタイム制の不便な点（週休2日制/清算期間/就業規則の変更・届出等）【事】

<労働時間、職務遂行の自律性等の実態>

- ・出退勤や業務遂行への管理（出退勤の自由度、遅延への対応、指示方法等）【事・労】
- ・勤務状況の把握方法（タイムカード/既のログ/自己申告/管理監督者の記認等）【事】
- ・裁量労働者だけに支払われる特別な手当（有無、金額、金額決定の基軸）【事】
- ・健康・福祉確保措置の内容（特別休暇の付与、健康診断、相談窓口、配置転換等）【事】
- ・過半数代表や労使委員会委員の選出・指名方法【事】

(※4) 第107回労働政策審議会労働条件分科会(2014年1月15日)

▶ 資料 No.2-3 裁量労働制等に関するアンケート調査(主な結果・速報)

<調査の主な内容>

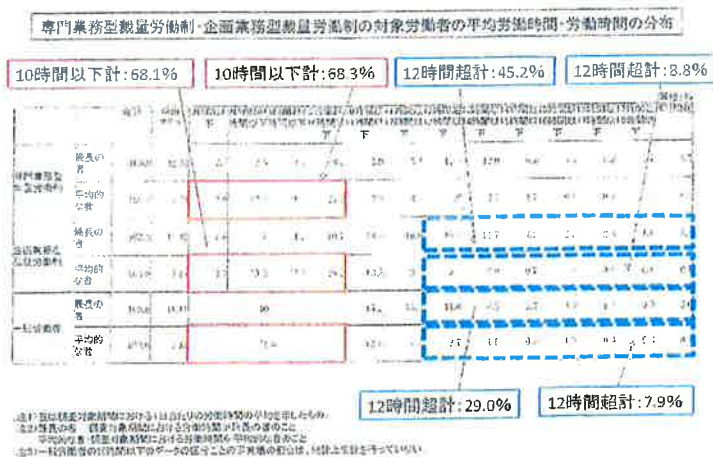
(1) 制度に対する要望・意見

- ・裁量労働制の対象業務や対象労働者の要件、負担・煩雑と感じる手続、制度導入の効果・満足度等
- ・フレックスタイム制の評価、不満な点、導入していない理由等

(2) 労働時間、処遇、健康確保措置等

- ・勤務状況の把握方法、裁量労働制適用対象者へ手当、健康・福祉確保措置や苦情処理体制の内容や要望等

(※5) 厚生労働省が民主党の厚生労働部門会議に「比較データ」を提供(2015年3月26日)



※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

<参考>

